札幌市人事行政の運営等の状況

平成 18 年(2006 年)11 月 札 幌 市

目 次

1 人事行政の運営の状況
(1) 職員の任免及び職員数に関する状況1
ア 職員の採用及び退職の状況 イ 職員の昇任及び降任の状況 ウ 部門別職員数の状況 エ 人口 10 万人当たりの職員数
(2) 職員の給料及び手当の状況2
ア 人件費の状況 イ 職員給与費の状況 ウ ラスパイレス指数の状況 エ 職員の平均年齢及び平均給料月額の状況 オ 職員の初任給の状況 カ 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況 キ 級別職員数の状況 ク 職員の手当の状況 ケ 特別職の報酬等の状況
(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況7
ア 勤務時間 イ 年次休暇の状況 ウ その他の休暇の状況
(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況9
ア 処分事由別分限処分数 イ 処分事由別懲戒処分数
(5) 職員の服務の状況9
(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況10
ア 職員研修の状況 イ 勤務成績の評定の状況
(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況13
ア 健康管理の取組状況 イ 共済組合の取組状況 ウ 福利厚生の取組状況 エ 職員互助会の設置 オ 公務災実等認定状況

2	人事	・委員会の業務の状況
(]	1) 聙	 我員の競争試験及び選考の状況
	アイウエオカ	競争試験の実施状況 採用選考の実施状況 係長候補者試験の実施状況 昇任選考の実施状況 転任(選考)の実施状況 任命権者に委任している任用の実施状況
(2	2) 平	$^{\mathbb{Z}}$ 成 17 年度職員の給与に関する報告及び勧告 $\cdots\cdots 20$
	アイウ	勧告日 公民較差 給与改定の主な内容
	工	その他の言及事項

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況 ……22

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況 …………23

ア 係属状況

ア 係属状況

イ 完結事案一覧表

イ 完結事案一覧表

1 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用及び退職の状況

(平成17年4月1日~18年3月31日、単位:人)

区分	採用	退職		
	1木 用	定年• 準定年	その他	合 計
一般行政職等	297	504	139	643
市費負担教職員	4	9	7	16

イ 職員の昇任及び降任の状況

(ア) 一般行政職等

(平成17年4月1日~18年3月31日、単位:人)

		昇 任			降任
局長職	部長職	課長職	係長職	合計	中工
12	36	85	192	325	1

(イ) 市立高等学校、幼稚園教員(平成17年4月1日~18年3月31日、単位:人)

	昇	任			降任
校長、園長		教頭		合計	中一工
9			1	10	0

(ウ) 高等専門学校教員 (平成17年4月1日~18年3月31日、単位:人)

	昇 任			降任	
教授	助教授		合計	中工	
0		1	1	0	

ウ 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位:人)

部門	職	員 数	前年度比
±b 1	平成 17 年	平成 18 年	刊十及比
一般行政	7, 427	7, 272	▲ 155
教育・消防	4, 296	4, 250	▲ 46
公営企業等	3, 873	3, 739	▲ 134
計	15, 596	15, 261	▲ 3 3 5

- ※1 「一般行政」とは、税務、保健福祉、土木など各都市に共通する基本的な業務です。
 - 2 「公営企業等」には病院、交通、水道などの職員が含まれます。
 - 3 職員数には、臨時職員、非常勤職員などを除き、休職者、派遣者を含んだ数です。
 - 4 主な減少理由は交通事業の見直し、給食調理業務の委託、土木工事の減などです。

エ 人口 10 万人当たりの職員数 (一般行政部門)

(各年4月1日現在、単位:人)

	平成 17 年	平成 18 年
札 幌 市	400.1	389.0
政令指定都市平均	5 2 8. 1	513.9

(2) 職員の給料及び手当の状況

ア 人件費の状況 (平成 17 年度一般会計決算)

歳 出 総 額	人件費	人件費率
(A)	(B)	(B/A)
千円	千円	%
788, 238, 545	109, 702, 317	13.9

イ 職員給与費の状況 (平成17年度一般会計決算)

	職員数			1人当たりの			
	(A)	給	料	期末・勤勉手当	その他の手当	計 (B)	給与費(B/A)
Ī	人		千円	千円	千円	千円	千円
	11,511 (224)	49,7	764,830	20,496,788	15,852,103	86,113,721	7,409

※1 職員給与費には、退職手当を含みません。

※2 再任用短時間勤務職員の数。1人当たりの給与費は、これを含めて算出しています。

ウ ラスパイレス指数の状況

平成 17 年	平成 12 年	
4月1日現在	4月1日現在	
99.7	103.6	
(平成 12 年度比 ▲ 3.9)	103.6	

※ 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与を 100 として、対象とする自治体の職員の給与を指数化したものですが、国と自治体の職員の学歴・経験年数別の構成比・役職者比率等の職員構成等の違いによって数値に影響が出ます。

エ 職員の平均年齢及び平均給料月額の状況(一般行政職)

	平均年齢	平均給料月額
平成 18 年 4 月 1 日現在	43 歳 9 ヶ月	352, 294 円
平成17年4月1日現在	43 歳 6 ヶ月	357, 964 円

オ 職員の初任給の状況

(平成18年4月1日現在)

12.	\wedge	札幌市		玉		
区	分	初任給	2年経過日	初任給	2 年経過日	
一般行政職	大学卒職	166,600円	180, 300 円	I種 179,200円	192,600 円	
				Ⅱ種 170,200円	178,600 円	
	高校卒	135,500円	144,900 円	Ⅲ種 138,400円	144, 100 円	

[※] 国家公務員の大学卒は、採用試験の区分によりⅠ種とⅡ種に分かれています。

カ 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(一般行政職)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
平成 18 年	大学卒	272, 254 円	343, 691 円	385, 417 円
4月1日現在	高校卒	222, 591 円	280,609円	342,820 円
平成 17 年	大学卒	276, 930 円	345, 092 円	389, 086 円
4月1日現在	高校卒	230, 905 円	284, 104 円	344,656 円

[※] 経験年数とは、採用後、引き続き勤務している年数のほか、採用前に民間企業などの 経歴がある場合は、その経験年数を加えた年数をいいます。

キ 級別職員数の状況(一般行政職)

(各年4月1日現在)

区分	10 級	9級	8級	7級	6級	5 級	4級	3級	2級	1級	
標準的な 職務内容	局長 部長	部長	課長	課長	係長	係長 主任	主任	係員	係員	係員	合計
職員数	44	130	171	334	939	1,697	961	715	964	130	6, 272
(人)	(45)	(133)	(203)	(326)	(1, 056)	(1, 641)	(1, 023)	(775)	(903)	(167)	(6, 272)
構成比	0.7	2. 1	2.8	5. 5	15. 4	27. 9	15.8	11.8	15.8	2. 1	100
(%)	(0.7)	(2.1)	(3. 2)	(5. 2)	(16.8)	(26. 2)	(16.3)	(12.4)	(14.4)	(2.7)	(100)

※ 上段は18年度、下段の()内は17年度の状況です。

ク 職員の手当の状況

(ア) 職員に支給されている主な手当

【毎月支給の手当】

区 分 扶養手当	内 容 (平成 18年4月1日現在) 扶養親族のある職員に支給 ①配偶者 14,800円 ②配偶者以外の扶養親族 ・2人まで 1人につき 6,000円 ・3人目以降 1人につき 5,700円 ・満 16歳~22歳の子がいる場合 1人につき 5,000円を加算	支給職員1人当た り平均支給月額 (平成17年度実績) 21,242円
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額に、札幌市内で勤務する職員には3%、東京都特別区で勤務する職員には13%を乗じた額を支給	11, 427 円
時間外勤務・ 休日勤務手当	①時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 1時間あたりの給与額×(勤務した日や時間 に応じて125/100~160/100の範囲)で支給 ②休日勤務手当 休日等に正規の勤務時間として勤務した職員 に支給 1時間あたりの給与額×135/100で支給	(時間外) 27, 275 円 (休日) 7, 236 円

住居手当	住居費用を負担している職員に支給 ・自宅 9,700円 ・借家 27,000円を限度に支給	13, 425 円
通勤手当	通勤のために費用を負担している職員に対して 支給 ・交通用具使用者には、使用距離に応じて 2,400 円から 24,900 円の範囲内で支給。 ・交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給	9, 564 円
単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居 し単身で生活している職員に対し支給 ・距離に応じて23,000円~68,000円を支給	45, 364 円
管理職手当	課長職以上の職員に対し、給料月額に職務に応じた支給率を乗じた額を支給・課長職 給料×20%・部長職 給料×23%・局長職 給料×25%	92, 691 円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康な業務に従事する職員に対し、それらの業務に従事した日数等に応じ支給・特定危険作業手当、清掃等作業手当、下水処理等作業手当、有害物取扱業務手当、斎場等業務手当など21手当	14, 320 円

【毎月支給以外の手当】

区分	内 容
	(平成 18 年 4 月 1 日現在)
期末・勤勉 手当	民間企業のボーナスに当たる手当 ・(給料月額+扶養手当+地域手当+職務に応じた加算額)を基礎として、 6月は2.125月分、12月は2.325月分を支給
寒冷地手当	 北海道内に勤務する職員に支給 ・扶養親族のある世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800ℓ 相当分 ・その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000ℓ 相当分 ・その他の職員 17,600 円+灯油 600ℓ 相当分 ※経過措置により段階的に引下げ中

(イ) 退職手当の状況

(平成18年4月1日現在)

区分		札中	晃市	玉		
		自己都合定年		自己都合	勧奨・定年	
	勤続	21.0月分	27.3月分	23.5月分	30.55月分	
	20年	(21.0月分)	(27.3月分)	(21.0月分)	(27.3月分)	
支給率	勤続	33.75月分	42.12月分	33.5月分	41.34月分	
入和平	25 年	(33.75月分)	(42.12月分)	(33.75月分)	(42.12月分)	
	勤続	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分	
	35 年	(47.5月分)	(59.28月分)	(47.5月分)	(59.28月分)	

※ 上段は18年度、下段の()内は17年度の状況です。

ケ 特別職の報酬等の状況

(平成18年4月1日現在)

	給料(報酬)月額	期末手当	退職手当
市長	1,280,000円	3.35月分(年間)	給料月額×在職月数×58/100
副市長	1,030,000円	3.35月分(年間)	給料月額×在職月数×46/100
収入役	870,000 円	3.35月分(年間)	給料月額×在職月数×30/100
議長	1,040,000円	3.35月分(年間)	退職手当は支給されません。
副議長	950,000 円	3.35月分(年間)	退職手当は支給されません。
議員	860,000 円	3.35月分(年間)	退職手当は支給されません。

※ ・ 期末手当につきましては、市長は 50%、副市長は 40%、収入役は 30%減額した額が支給されています(平成 16 年 12 月から平成 19 年 6 月まで)。

また、議長、副議長、議員は 10%減額した額が支給されています (平成 17 年 12 月から平成 18 年 12 月まで)。

・ 退職手当の在職月数については、48月を上限としております。

(3) 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は、月曜から金曜までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までです。

休息時間は、12時から12時15分です。

休憩時間は、12時15分から13時です。

- 1日の勤務時間は、休憩時間の45分を除いた7時間45分です。
- 1週間の勤務時間は、38時間45分です。

イ 年次休暇の状況

民間企業と同様に、1年度につき、20日の年次休暇が与えられます。また、その年度中に使用しなかった年次休暇は、20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。

平成17年度は職員一人当たり14.4日使用しています。

ウ その他の休暇の状況

結婚、産前・産後、病気、介護の休暇や育児休業制度などが設けられています。

(ア) 介護休暇の取得状況(平成17年度)

(単位:人)

	取得者数	1	休暇の取得形式	,
	以付任 奴	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	6	4	1	1
女性職員	7	5	2	0
合計	1 3	9	3	1

(イ) 育児休業の取得状況 (平成17年度)

(単位:人)

区分	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	1	0	0
力性帳貝	0	0	0
七 州聯昌	172	1	1 6
女性職員	178	7	1 1
合計	173	1	1 6
口目	178	7	1 1

^{※ 「}育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成17年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成16年度から17年度にかけて引き続いている職員の数を記入しています。

(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 処分事由別分限処分数

(平成17年4月1日~18年3月31日、単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	548		548
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例に定める事由による場合			0	0	0
合 計	0	0	548	0	548

※発令件数

イ 処分事由別懲戒処分数

(平成17年4月1日~18年3月31日、単位:人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令違反	2	5	5	14	26
職務上の義務違反又は怠慢	0	0	1	2	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	1	4	6	4	15
合 計	3	9	12	20	44

(5) 職員の服務の状況

職員の服務規律確保のため、次のような取組みを行っております。

服務管理員制度の実施	公務員倫理の保持及び服務規律の徹底を図るため、
	職員の日常の服務管理を厳正かつ適正に執行するた
	めの服務管理員を、各局・区役所等に置いています。
	服務管理員を中心として、日常的な職員の服務規律の
	遵守状況等を調査し、綱紀の弛緩を来たすことがない
	よう万全を期しています。

	全服務管理員が参加する連絡会議を毎年開催し、公
服務管理員等連絡会議の開催	務員倫理確立のための重要事項や、前年度の不祥事な
旅伤官垤貝寺座船云磯の開惟	どを踏まえた服務上の注意事項の共有を図っていま
	す。
	職務上関係する業者等との接触に関わることにつ
	いては、特に行動基準を定めています。この基準では、
職務上関係する業者等との対応	利害関係を有する団体又は個人からの金銭・物品の受
に係る行動基準の制定・運用	領や会食などを禁じており、組織的に基準に則り行動
	しています。
	各職員が職場で接遇・服務管理規律について学習す
	ることを目的として、庁内イントラネットを利用した
eーラーニングによる服務意識	職場学習システム「eーラーニング」を利用した講座
の徹底	を設けています。職務に支障のない範囲で職員が自発
	的に接遇や服務規律などを学ぶことを支援していま
	す。
	公務員倫理及び服務規律の確保・徹底のため、全庁
即致担待な(R.) と関うなる (A.)	的な通知を定期的に行っています。また、より効果的
服務規律確保に関する通知	な服務規律の確保のため、社会情勢を的確に把握し、
	その時々に応じた内容で随時通知を行っています。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 職員研修の状況

(ア) 職員研修の基本理念

"市民とともに自治を担う職員"を育成する

平成15年7月に公表した、札幌市の施政方針「さっぽろ元気ビジョン」は、 「市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街」をまちづくりの目標として掲げました。

その実現に向けては、市役所全体が「市民と共に考え、共に悩み、共に行動する」ことを大切にしていく必要があります。そのためには、市民と職員が、「集い」と「対話」と「行動」を通して、札幌のまちづくり、地域のまちづくりに関心を持ち、「参加」していくことが何よりも大切です。

市民とともに自治を担う職員として、職員は次のような姿勢で仕事に取り組みます。

失敗を恐れず困難な課題に挑戦	常に環境の変化に対応できる柔軟性を持	
する!	ち、市民志向・成果志向で仕事に取り組み、	
9 성 : L	失敗を恐れず困難な課題に挑戦します。	
広い視野と豊かな人間性をもっ	広い視野と豊かな人間性をもって、多様な	
広く・焼野と豆がな人間性をもつ て考える!	価値観を理解し、対話を通じてさまざまな	
(与える:	課題解決について市民とともに考えます。	
市民と連携を深め、ともに行動	市民と連携を深め、相互の信頼関係を築	
する!	き、ともに行動します。	

こうした観点から、札幌市は、まちづくりの主役である市民とともに自治を担う職員を育成することとし、そのために必要な人材育成、能力開発を行っていきます。

(イ) 研修実績(平成17年度)

a センター研修

(単位:回、人)

				平成 17 年度	
	研修名			実績	
				人数	
		新採用職員前期(事務·技術)	2	178	
	 新採用	新採用職員後期(事務·技術)	6	178	
初	利休用	新採用職員前期 (現業)	1	2	
任		新採用職員後期 (現業)	1	2	
初任者研	現業	転入職員(業務・技能)	2	53	
修	一般	転任職員	2	50	
	秘書		1	34	
	小計 (1)		15	497	
マ	係長職	マネジメント基礎	7	185	
ネ	水火帆	チームコーチング	17	530	
ジ		目標によるマネジメント	10	317	
メ	課長職 リーダーコーチング		10	275	
ン	ン 職場における危機管理		2	62	
1	部長職	新任部長職研修	1	48	
研	局長職	行政経営セミナー	2	119	
修	小計 (2)		49	1536	

				平成 1	
	研修名			実績	
				回数	人数
	能ミ	市品	市民と職員がともに学ぶ研修	2	49
	のニ	民と	まちづくり合意形成	2	31
政			はじめてのワークショップ~体験編~	1	22
策	ショ	話型	はじめてのワークショップ~進め方編~	2	47
推		コ	N・POWERツアー	6	46
進	小計 (3)		13	195
研	ョコミ	組織	コミュニケーションセミナー	2	313
修	ョンの充実	組織内の双方型	職場元気アップセミナー	5	300
	シ	方 型	ストレスに負けない元気な職場づくり	3	99
	小計 (4	(10	712
			政策形成基礎	1	55
	政策		政策課題研修	1	10
	政策実務能力		法務基礎	2	159
	能力		政策法務	1	13
			問題解決研修	2	58
	小計 (5)		7	295
能		ク	レーム対応力強化	2	41
力	対 話	プ	レゼンテーション基礎	2	51
開	合	パ	ワーポイントを使ったプレゼンテーション	4	66
	対話・合意形成	折	衝力・交渉力強化	2	57
発	形成	市	民対応に活かせる対話型コミュニケーション	2	47
研	,,,,	ピ	ジネス・コーチング	1	36
修	小計 (6)		13	298
	I	Wo	rd 初級	5	92
	Т	Wo	rd 中級	8	140
	ス	Ex	cel 初級	11	206
	キ	Ex	cel 中級	15	276
	ル	Po	werPoint 基礎	13	244
	小計 (7)		52	958
	-	合	計	159	4491

b 自己啓発支援

(単位:回、人)

事業名	平成17年度実績		
尹未石	回 数	人数	
各種セミナー	2	181	

c 職場·部局研修、委託·派遣研修

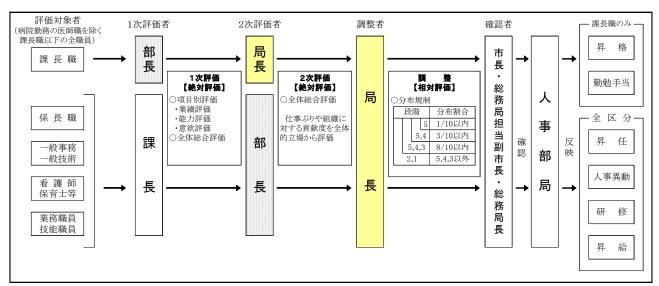
(単位:回、人)

		(<u> </u>
事業名	平成 17 4	年度実績
尹未石	回 数	人 数
職場・部局研修	1, 297	76, 747
委託·派遣研修	999	2, 243
合 計	2, 296	78, 990

- ※1 「センター研修」とは、自治研修センターが職員を対象に行う職員一般に共通する事項 に関する研修です。
 - 2 「委託・派遣研修」とは、国、地方公共団体、民間企業その他の団体が主催する研修、 講演会等に職員を参加させるもの(委託研修)や国、地方公共団体、民間企業その他の 団体に職員を派遣して行うもの(派遣研修)です。
 - 3 「職場研修」とは、各職場で所属職員を対象に、日常の業務を通じて計画的かつ継続的 に職員を指導するための研修で、職場の実態に応じて実施するものです。
 - 4 「部局研修」とは、業務の総括又は調整に関する事務を所管する局が、当該業務に従事 する複数の局の職員を対象に、当該業務の統一的かつ適正な事務の執行を図るために実 施する集合研修です。

イ 勤務成績の評定の状況

地方公務員法では、定期的に職員の勤務成績を評価することになっています。 札幌市の市長部局では、下図のように勤務成績を評価しています。



※ 10月1日を基準日として、その前の1年間の職員の勤務成績を評価。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員が元気に安心して働き、能力を十分に発揮できるため、健康管理と福利厚生に関する取り組みを行っています。

ア 健康管理の取組状況 (平成17年度)

(ア) 健康診断

法令に基づいて、定期健診、婦人科健診や業務の特殊性に応じた特殊健診などを行い、 病気の予防と早期発見に努めています。

項目	対象者	受 診 者 数 (人)
定期健康診断	全職員及び非常勤職員	15,116 人
特殊健康診断	特定業務従事者	のべ6, 533人
婦人科健診	30歳以上の希望する女性職員	乳がん健診 2,075人 子宮がん検診 1,854人

(イ) 健康相談

職員が抱える心身の問題を解決するため、保健師などによる健康相談を行っています。

(ウ) 健康講座

病気を防ぎ健康な体を保つため、ダイエットや禁煙などのセミナーを行っています

(エ) メンタルヘルス対策の取組状況

啓発活動	心の健康の問題を解決するためには、周りの人たちの理解が不可欠です。研修や広報誌などを生かして、すべての職員に、心の健康についての意識と知識を持つよう呼びかけています。
悩みごと	悩みごとを解決し、心の病気を防ぐため、カウンセラーなどによる
	個かことを解伏し、心の柄丸を切くため、カリンドノーなどによる
相談	悩みごと相談を行っています。
職場復帰	心の病気のため職場を離れて治療していた職員が、スムーズに職場
士 - 12	に復帰できるよう職場リハビリ(慣らし勤務)の制度を設け、職場復
支 援	帰への支援を行っています。

イ 共済組合の取組状況 (平成17年度)

地方公務員等共済組合法に基づき職員の医療給付や退職後の年金支給、福祉・健康の増進等、 職員の相互救済を目的として設置しています。

/H	
組合員	15,492 人
	なお道費負担教職員(小中学校教職員)、市立高等学校職員につい
	ては公立学校共済に加入しています
短期給付事業	組合員及び被扶養者の疾病、負傷、死亡、出産等に関する給付
	財源率 給料に対する 88.8625/1,000 を組合員と事業主が折半し
	て負担
	他に公的負担金等として 0.65/1,000 を事業主が負担
	介護保険に関する財源率として、給料に対する
	11.3625/1,000 を組合員と事業主が折半して負担(40 歳以
	上 65 歳未満)
長期給付事業	退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等の給付
	財源率 給料に対する 171.725/1,000 を組合員と事業主が折半し
	て負担
	他に公務等による障害共済年金給付費として
	0.375/1,000、公的負担金として 21.5/1,000、追加費用と
	して 42.7/1,000 を事業主が負担
福祉事業	健康教育、健康相談、健康診査、宿泊施設の運営、貯金の受入れ、
	住宅資金の貸付等
	・健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業
	財源率 給料に対する 4.30/1,000 を組合員と事業主が折半して
	負担
	・宿泊施設の運営、貯金の受入れ、住宅資金の貸付
	財源宿泊施設の売上収入、貯金の運用収入、貸付金の利息
	収入によりそれぞれ運営

- 注1 組合員数は平成17年度平均人数を、財源率は平成17年度末現在の一般職員に対する割合をそれぞれ示します。
- 注2 短期給付事業の公的負担金とは、育児・介護休業手当金の給付に充てるため事業主が 負担する費用として法定されているものです。
- 注3 長期給付事業の公的負担金とは、基礎年金の給付に充てるため事業主が負担する費用として法定されているものです。
- 注4 追加費用とは、地方公務員等共済組合法施行前(昭和37年12月施行)の期間分の年金給付に充てるため事業主が負担する費用として法定されているものです。

ウ 福利厚生の取組状況 (平成17年度)

事業名	事業内容	参加者・表彰者数
ライフプラン事業	退職後も含めた生涯の生活設	満 40 歳セミナー 83 人
	計を確立するための支援と情	満 50 歳セミナー 202 人
	報の提供を行うため、各年代ご	満 58 歳セミナー 475 人
	とにセミナーを行っています。	
永年勤続職員表彰	永年にわたる労苦に報い、将来	勤続 10 年表彰 299 人
	に向けての新たな意欲の喚起、	勤続 20 年表彰 339 人
	士気高揚を目的に表彰を行っ	勤続 30 年表彰 357 人
	ています。	
レクリエーション事業	テニス、サッカー、野球などの	10 大会合計 1,925 人
	職員親睦大会を行っています。	

エ 職員互助会の設置

職員の福利厚生に関する事業を行う職員互助会として、規則に基づき「財団法人札幌市職員福利厚生会」を設置しています。札幌市の財政状況などを考慮して事業内容の見直しを行っておりますが、今後も時代に即した福利厚生事業とするため、適宜見直しを検討していきます。

	区 分	平成 17 年度(決算)	平成 18 年度(予算)
	会 員	17,943 人	17,880 人
	会費	給料月額の 5/1,000 または年	三度当初に定める金額(定額)
事	会 費	373,219 千円	369,112 千円
業	交付金	701,780 千円	413,028 千円
費	事業収入・負担金・補	579,398 千円	656,245 千円
貝	助金及びその他収入		
事業内容		職員等の福利厚生事業(リフェーション奨励事業、慶弔金市民の便益に資する事業(売	
		理運営)	
		市からの受託事業(札幌国際交流館の管理運営)	
		スポーツクラブ・リゾート施設法人会員の廃止、テニスコ	催物参加助成廃止、レクツア 一廃止、外郭職場助成廃止、
	見直し内容	ート借上の廃止、永年会員退	各種慶弔金の廃止・削減など
		会旅行券の廃止など 13 事業 を廃止	事業全体を見直し

[※] 道費負担教職員(小・中学校教職員)、臨時職員は除く。

才 公務災害等認定状況

平成17年度の公務災害と通勤災害の認定状況は以下のとおりです。

公務災害	207 件
通勤災害	36 件

2 人事委員会の業務の状況

(1) 任用関係事務

ア 競争試験の実施状況

(ア) 実施日

種類	1次試験日	2次試験日	最終合格発表日
大学の部、保健師、 民間企業等経験者の部	平成17年6月26日	平成17年7月16日 ~8月7日	平成 17 年 8 月 23 日
短大の部、保育士、 栄養士、高校の部	平成 17 年 9 月 25 日	平成 17 年 10 月 10 日 ~11 月 1 日	平成 17 年 11 月 25 日

(イ) 実施状況

試験の種類	試 験 区 分	受験者数(人)	最終合格者数 (人)	競 争 倍 率 (倍)
	一行政かコース	1, 737	7 7	22.6
	般 事 福 社 務	1 6 1	1 0	16.1
	学校事務	4 9	3	16.3
	土 木	9 2	7	13.1
大学の部	建築	2 9	2	14.5
	電 気	3 4	3	11.3
	機械	2 8	5	5. 6
	衛 生	8 1	1 0	8. 1
	造 園	1 4	2	7. 0
	小 計	2, 225	1 1 9	18.7
	一般事務	2 4 0	8	30.0
	学校事務	1 6	2	8. 0
短大の部	土 木	1 8	2	9. 0
	電気	1	1	1. 0
	機械	1	0	_
	小 計	2 7 6	1 3	21.2

	保健師	8 1	6	13.5
資格•免許職	保育士	173	2	86.5
貝俗。允可概	栄養士	9 2	4	23.0
	小 計	3 4 6	1 2	28.8
	一般事務	4 0 1	1 5	26.7
	土 木	4	1	4. 0
高校の部	電気	5	2	2. 5
	機械	5	3	1. 7
	小 計	4 1 5	2 1	19.8
民間企業等 経験者の部	一般事務	2 1 4	5	42.8
合	計	3, 476	170	20.4

イ 採用選考の実施状況

(ア) 公募式選考採用(身体に障がいのある方)

職	受験者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
一般事務	7 1	1 1	6. 5

(イ) 非公募式選考採用

(人)

職	局長 職	部 長 職	課 長 職	係 長 職	一般職
人 数	0	3	9	0	2

ウ 係長候補者試験の実施状況

(ア) 実施日

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
第1次試験日	第 2	係長昇任候補者			
第 1 公 武阙 1	記述式・論述式	面接試験	名簿確定日		
亚出 17 年 11 日 6 日	亚武 17 年 19 日 9 日	亚比 17 年 19 日 14 日 201 日	平成 18 年 1 月		
平成17年11月0日	十八 17 十 12 月 3 日	平成 17 年 12 月 14 日~21 日	12 日		

(イ) 実施状況

種	別	区分	受験者数(人)	登録者数(人)	倍 率 (倍)
		I	1 4 3	2 3	6. 2
事	務	П	3 2 0	4 0	8. 0
ず	伤	Ш	5 9 0	2 7	21.9
		小 計	1, 053	9 0	1 1. 7
		I	9 5	1 4	6.8
		П	1 1 8	1 2	9.8
土	木	Ш	1 1 3	5	22.6
		小 計	3 2 6	3 1	10.5

		I	1 3	1	13.0
建	築	П	6	1	6. 0
建	采	Ш	2 0	1	20.0
		小 計	3 9	3	13.0
		I	4 3	2	21.5
設	/些	П	9 6	6	16.0
取	備	Ш	3 5	2	17.5
		小 計	174	1 0	17.4
		I	1 8	3	6. 0
衛	生	П	3 4	4	8. 5
1年)	土	Ш	3 3	3	1 1. 0
		小 計	8 5	1 0	8. 5
		I	3 1 2	4 3	7. 3
	計	П	574	6 3	9. 1
合	ĒΤ	Ш	7 9 1	3 8	20.8
		総計	1, 677	1 4 4	11.6

[※] I …50 歳以上、Ⅱ …40 歳以上、Ⅲ …40 歳未満

エ 昇任選考の実施状況

(ア) 一般職員

(人)

職	局 長 職	部 長 職	課 長 職	係 長 職
人 数	1 3	4 0	7 7	2 6

(イ) 消防吏員 (人)

職	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長
人 数	3	3	7	7	9	1 2

オ 転任(選考)の実施状況

平成17年度の転任選考の結果は、一般職(一般技術職から一般事務職)が2名である。

カ 任命権者に委任している任用の実施状況

(ア) 採用

a 競争試験

任命権者	職	区 分	受験者数	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
			()()	()()	(107
		大学の部	3 3 1	2 0	16.6
消	短大の部	1 2 9	4	3 2. 2	
消防長	防士	高校の部	3 5 4	1 7	20.8
		合 計	8 1 4	4 1	19.9

b 選考

任命権者		職		受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競 争 倍 率 (倍)
		医	師	9	9	1. 0
		看 護	師	1 5 9	7 7	2. 1
市	長	診療放射線技	を師	9	1	9. 0
		精神科療法	+	4 7	3	15.7
		歯科衛生	士	1 8	1	18.0

(イ) 昇任 (競争試験)

任命権者	職の階位	受験者数	合格者数	競争倍率
工加准扫	4氏(ヘントロリア)	(人)	(人)	(倍)
	消防司令	1 7 5	1 8	9. 7
消防長	消防司令補	1 7 8	3 0	5. 9
(A) 以 文 (消防士長	1 2 2	4 4	2.8
	合 計	4 7 5	9 2	5. 2

(ウ) 転任 (競争試験)

平成17年度の転任試験の合格者は、一般事務21名、土木5名である。

(2) 平成17年職員の給与に関する報告及び勧告

ア 勧告日

平成17年9月12日

イ 公民較差

民間給 与	職員給与	較 差				
400,729円	406,305円	△5,576円 (△1.37%)				
遡及改定	きの影響	- 円 (- %)				
合	計	△5,576円 (△1.37%)				

^{※ 「}遡及改定の影響」とは、4月に遡及してベースアップをすることが決まっていても、調査時点では支払いが済んでいない事業所のベースアップ率を勘案した影響分である。

ウ 給与改定の主な内容

ア 給料表

- (ア) 行政職給料表(一般)
 - すべての級について同一の引下げ率で改定
- (イ) 消防職給料表及び医療看護職給料表 行政職給料表(一般)との均衡を考慮して改定
- (ウ) 教育職給料表(高専) 人事院勧告の内容を考慮して改定
- (工) 医師職給料表

人事院勧告の内容に準じて改定

- (オ) 教育職給料表(高校)、教育職給料表(幼稚園)及び行政職給料表(学校事務) 北海道における改定状況を考慮して措置
- イ 初任給調整手当

国における改定状況に準じて改定

ウ 勤勉手当

年間支給月数を 0.05 月分引上げ (※)

区分	現	行		改	芒 後	
	元	11	平成	17 年度	平成 18	3年度以降
		月分		月分		月分
6月期 計	2. 1	(2.1)	現行	どおり	2. 125	(2.125)
期末手当	1.4	(1.2)	現行	どおり	1.4	(1.2)
勤勉手当	0.7	(0.9)	現行	どおり	0.725	(0.925)
12月期 計	2.3	(2.3)	2. 35	(2.35)	2. 325	(2.325)
期末手当	1.6	(1.4)	1.6	(1.4)	1.6	(1.4)
: 勤勉手当	0.7	(0.9)	0.75	(0.95)	0.725	(0.925)
年 間 計	4. 4	(4.4)	4. 45	(4.45)	4. 45	(4.45)
期末手当	3.0	(2.6)	3.0	(2.6)	3.0	(2.6)
勤勉手当	1.4	(1.8)	1.45	(1.85)	1.45	(1.85)

工 初任給

基準を1号俸引下げ(※)

才 実施時期等

(ア) 改定の実施時期

条例等の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日) から実施(ただしエは平成18年4月1日から実施し、所要の経過措置)

(イ) 公民給与を均衡させるための所要の措置

行政職給料表(一般)、消防職給料表又は医療看護職給料表適用職員にあっては、4月から改定の実施日の前日までの期間に係る較差相当分を公民較差の率により、平成17年12月の期末手当の額において一律的に調整。教育職給料表(高専)又は医師職給料表適用職員にあっては、平均給与改定率により、行政職給料表(一般)適用職員の調整方法と同様に一律的に調整(※)

※ 教育職給料表(高校)、教育職給料表(幼稚園)又は行政職給料表(学校事務)適用職員に あっては、北海道における改定状況等を考慮して措置

エ その他の言及事項

ア 給与構造の基本的見直し

基本的な考え方

給与構造の基本的見直しに当たっては、市民の理解と納得が得られるよう留意することがとりわけ重要。人事給与制度全体の整合等に配慮しつつ、市民サービスの向上の視点で検討を推進

(ア) 検討の必要性

民間及び国の動向、さらには、昨今の地方公務員の勤務条件に対する厳しい批判に 留意しつつ、職員がより生き生き働くことのできるよう職務・職責や勤務実績が適切 に評価され、反映される給与制度への移行が必要

(イ) 検討項目

人事院の給与構造の見直しに係る勧告及び総務省が検討を進めている地方公務員の 給与のあり方についての最終報告の内容を勘案しつつ、本市の実態をも踏まえ、級構 成の再編、昇格・昇給のあり方、地域手当等の新設の是非など給与制度全般にわたり 検討

(ウ) 今後の進め方

本市の人事給与制度全体の整合や職種間の適正バランスなどにも配慮した検討が必要。本委員会としては、関係機関等の意見も十分踏まえつつ、できるだけ早期に制度の具体的方向を明らかにすべく、鋭意検討

イ 職員の勤務時間等

(ア) 超過勤務の縮減

職員一人ひとりの意識向上を図り、業務の計画的・効率的な執行や事務配分の見直 しなどにより、引き続き超過勤務の縮減に努めるとともに、年次休暇等の取得を一層 促進し、総実勤務時間を更に短縮していくことが必要

(イ) 勤務時間の弾力化等

国や他の地方公共団体の動向に留意しつつ、職業生活と家庭生活の両立支援や超過 勤務の縮減、市民サービス向上等の観点から、勤務時間制度の調査研究の推進が必要

ウ メンタルヘルス対策

管理監督者研修、相談窓口の設置等のこれまでの施策の更なる活用を図りつつ、実施体制の充実など、より実効性のある対策の検討が必要

エ いわゆる「団塊の世代」退職に向けた対策

「団塊の世代」の退職後の諸問題について、早急な対応策の検討が必要

(3) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 係属状況

		係属件数				処 理 件 数						翌年度繰り
区分	•	前年度からの	新規	計	却下	取下げ	打切り		釗 定	1	計	越 (A) - (B
		繰越	要求	(A)	- 1	100 10	11,74,7	全部認容	一部認容	全部否認	(B))
給	与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅	費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時	間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休	暇	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
執務環	境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福	利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転	任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任	用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0

イ 完結事案一覧表

事案番号	事 案 番 号 要求者		完結年月日	判 定		
平成17年措第1号	市長部局 事務職員	休暇制度の新設	平成 17 年 4 月 25 日	打 切 り (企業への異動)		

(4) 不利益処分に関する不服申立ての審査

ア 係属状況

			係	属 件	数			処	理(牛 数			翌年度へ
	<u> </u>	分	前年度の繰り越	新 規 申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	处分取消		全 処分承認	計 (B)	翌年度へ の繰越 (A)-(B)
分	降	給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
限	降	任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処	休	職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分	分限	免職	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
懲	戒	告	2, 745	0	2, 745	0	0	0	0	0	2, 745	2, 745	0
戒	減	給	5	0	5	0	0	0	0	0	5	5	0
処	停	職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分	懲刑	女 免	2	0	2	0	0	0	0	0	2	2	0
車	云 乍	£	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ž	その他	也	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		2, 753	0	2, 753	0	0	0	0	0	2, 752	2, 752	1

イ 完結事案一覧表

事案番号	処分者	不服申立人	処分の内容	完結年月日	判定
昭和 52 年不第 17 号外 2,749 件	教育委員会	市立学校教諭等	減給 5 戒告 2,745	平成18年1月23 日	処分承認
平成 16 年不第 2 号	消防長	消防吏員	懲戒免職	平成17年8月12 日	処分承認
平成 17 年不第 1 号	教育委員会	市立学校教諭	懲戒免職	平成18年2月16日	処分承認